

第 13 回 和光市景観審議会資料

「南口駅前広場における景観形成方針」
に基づき実施した景観整備について

I 和光市駅南口駅前広場における

景観形成方針策定の経緯

II 景観形成方針に基づく景観整備の実施について

III 景観重要建造物及び景観重要樹木の

指定の進行状況について

令和 2 年 8 月 2 4 日

I 和光市駅南口駅前広場における景観形成方針策定の経緯

1. 策定における景観審議会の関わり

○ 第 11 回景観審議会〔平成 30 年度〕 平成 30 年 7 月 20 日

議題： 和光市駅南口駅前広場における景観づくりについて

概要： 道路や公園などの公共施設における景観づくりについて、先導的に取り組む「和光市駅南口駅前広場」の景観形成方針案の作成について議論

まとめ： 方針案作成において、

- ①現状の駅前広場ありきの方針とならないように検討する
 - ②オリンピックのためだけの方針とならないように検討する
- 上記 2 点に留意して市民の意見を取り入れる方針とする旨意見



和光市駅南口駅前広場景観づくりワークショップの開催〔平成 30 年 12 月 15 日〕



○ 第 12 回景観審議会〔平成 30 年度〕 平成 31 年 3 月 25 日

報告： 和光市駅南口駅前広場景観づくりワークショップの開催について

概要： 和光市駅南口駅前広場における景観形成方針策定にあたり、市民の意見を幅広く抽出し、景観形成方針に反映させるためにワークショップを開催したことを報告。

諮問： 和光市駅南口駅前広場における景観形成方針の策定について

概要： 和光市駅南口駅前広場における景観形成方針の策定について審議。

答申： 原案を妥当として認める



南口駅前広場における景観形成方針 策定・公表〔平成 31 年 4 月 5 日〕

Ⅱ 景観形成方針に基づく景観整備について

1. 南口駅前広場の整備の概要

(1) 整備主体と工事概要

- ・和光市の道路安全課が監督員として南口駅前広場の改修工事を発注

工事名：市道2002号線駅前広場他改修工事（その1）

工 期：令和元年11月26日 ～ 令和2年3月27日

→設計の際には都市整備課が景観整備の内容について協議し、施工においても監督を補助

(2) 景観整備の内容

- ・総合案内板の設置（デジタルサイネージ設置）
- ・トイレサインの設置
- ・タクシー乗り場等の誘導サインの設置
- ・広場用街路灯の撤去・設置
- ・矢羽根サインの設置
- ・トイレ壁面の緑化整備

※改修工事では景観整備以外の整備も実施

2. 景観形成方針と今回整備の関わりについて

(1) 景観形成方針の運用について

- ・方針の第5章『和光市駅南口駅前広場整備における調整』に基づき

整備主体と、影響団体である交通事業者や駅ビル建築事業者との景観面における調整を実施

(2) 景観形成方針の配慮事項への対応

- ・方針の第4章『和光市駅南口駅前広場の景観形成方針』の配慮事項に基づく整備の実施

→実際の『和光市駅南口駅前広場の景観形成方針』

と見比べて整備内容を確認

～以降は「景観形成方針」に沿った資料となっています～

第4章 和光市駅南口駅前広場の景観形成方針

駅前広場の共通項目及び各エリアの基本方針を以下に示します。

1 駅前広場共通項目（色彩・公共サイン・モニュメント・柵、照明等）

【基本方針】

和光市駅南口駅前広場周辺の駅ビルを中心とする商業地と調和した、にぎわいを創出する空間づくりに努める

【考え方】

和光市駅南口駅前広場は、駅ビルを中心とする隣接商業施設と調和した、にぎわいを創出する空間として景観形成を図ることが重要です。

また、公共サインにおいては、誰もが分かりやすい、整理された情報を提供するだけでなく、サイン自体の視認性・デザイン性も配慮することが重要です。

(1) 色彩

【配慮事項】

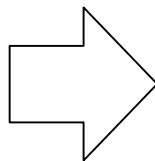
周辺に調和した統一性のある空間づくりに配慮する

- ・配色は明度・彩度を抑えた自然色・温暖色の色相を基調とし、広場の中の統一感について配慮（推奨するアクセント色はわこうっちカラーの緑とする）
- ・建築物の室外設備等は周辺に調和するよう配慮

景観整備実施前



周辺調和
(広場全景)



景観整備実施後



完成した駅ビルの色彩（景観法における審査を別途実施）に調和した、統一性のある空間を意識した色彩となっている。

(2) 公共サイン

【配慮事項 1】

機能・役割に応じた情報の整理や体系化、配置計画に配慮する

- ・市全域や周辺図、駅前広場配置図、バス停への誘導サインなど一連のサインの体系化に配慮
(標準案内用図記号は最新の JIS 規格を原則、文字書体はゴシックを原則)

【配慮事項 2】

サイン自体の視認性、誘目性に配慮する

- ・高齢者や車椅子利用者などが視認できる高さ、大きさやピクトグラム表示、多言語表示、路面表示等の表示方法などを配慮

【配慮事項 3】

複数のサインがある場合は、その共架・集約化に配慮する

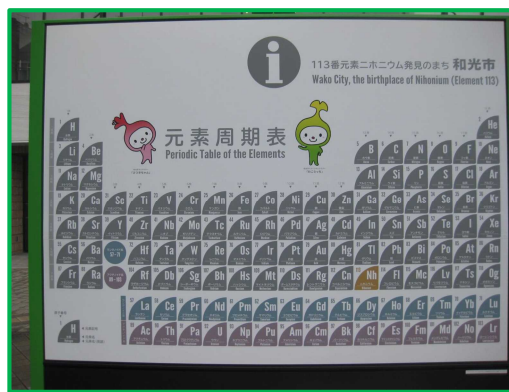
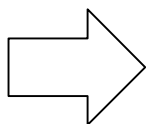
- ・サインの乱立を避け、共架・集約化できるものはデジタル表示など設置方法に配慮
- ・掲示板等についてはその利用ルールづくりにも配慮

【配慮事項 4】

周辺景観との調和に配慮する

- ・設置の場にふさわしい魅力あるデザインの形態・意匠に配慮
- ・経年変化を考慮に入れた素材の選定に配慮
- ・サイン類の設置により周辺景観が損なわないよう、設置位置や大きさ、デザイン性を配慮

サイン集約
(総合案内板)

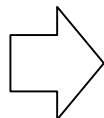


駅前の煩雑な案内板等を一新し、周辺図だけではなく駅前広場配置図、方向案内、バスの行先案内、行政情報(デジタルサイネージ)等を集約した総合案内板を設置し、駅利用者が求める情報を集約している。

デザインについてもわこうっちのイメージカラーである緑を基調としている。



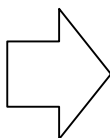
視認性向上
(トイレ)



入り口に大きく色分けされたピクトグラムを設置して視認性・誘目性を向上させ、多言語標記と目的に応じたピクトグラムにより、誰もが理解しやすいデザインに配慮し、トイレのサインを設置。



誘目性向上
(交通誘導サイン)



駅利用の歩行者や自動車の運転手からの目線にも配慮し、多言語標記と目的に応じたピクトグラムによる誰もが理解できるデザインに配慮して、交通系のサインを設置。

(3) モニュメント

【配慮事項】

自然・文化的な景観資源を意識した空間づくりに配慮する

- ・モニュメントの配置は、市内の景観資源を考慮するように配慮
- ・モニュメントの乱立を避け、場合により広場内外への移設も考慮する
- ・広場内のみならず、道路等周辺からの見映えも意識した配置に配慮

今回景観整備において変更なし。
モニュメントの適正配置等について、今後の検討課題。

(4) 柵、照明等

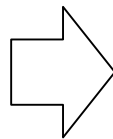
【配慮事項 1】

周辺景観との調和に配慮する

- ・設置の場にふさわしい魅力あるデザインの形態・意匠に配慮
- ・経年変化を考慮に入れた素材の選定に配慮
- ・照明柱を利用した共架等により、すっきりとした空間づくりに配慮（案内表示、にぎわい演出のためのフラッグ等を対象）



共架等
(照明柱)



フラッグ共架に対応した照明柱に変更したことにより、駅前のにぎわい演出を図ることが可能。
(フラッグについては設置内容の検討中)

【配慮事項 2】

憩い・安らぎや魅力を感じる空間づくりに配慮する

- ・安全性を第一に光源の位置、明るさや色などを工夫し、夜の表情づくりに配慮

明るさ
(照明柱)

間接照明系の照明柱から、直接
広場を照らす照明柱に変更し、
夜間の安全性を向上。
また、駅ビルからの明かりによ
り、広場全体の明るさが向上。



2 駅前エリア（おもてなしエリア）

【基本方針】

駅と駅前空間を結び、東西の主要導線に導くおもてなしの景観形成に努める

【考え方】

駅前エリアは駅（駅ビル）と駅前広場を結ぶ空間であり、訪れた人に対してのおもてなし空間として、また、東西の主要導線に的確に導く景観形成を図ることが重要です。

【配慮事項1】

東西の主要導線を意識した空間づくりに配慮する

- ・アイストップとなる案内図等により、目的に応じた東西主要導線へと導く滞留空間となるよう配慮



アイストップ
(総合案内板)



インフォメーションのピクトグラムを表示し、アクセントカラーである緑色とともに、マスコットである「わこうっち」を乗せて、アイストップとしている総合案内板を設置。周辺案内図に加え、広場案内図や東西への方向案内により、左右（東西）の導線を意識している。



動線誘導
(矢羽根サイン)



東西両動線の先の横断歩道付近には矢羽根サインを設置し、市内の主要施設へ的確に導くために配慮している。

【配慮事項 2】

憩い・安らぎを感じるおもてなしの空間づくりに配慮する

- ・移動式ベンチ等により、待ち合わせの場所にもなるような憩いの滞留空間となるよう配慮

滞留空間
(総合案内板)



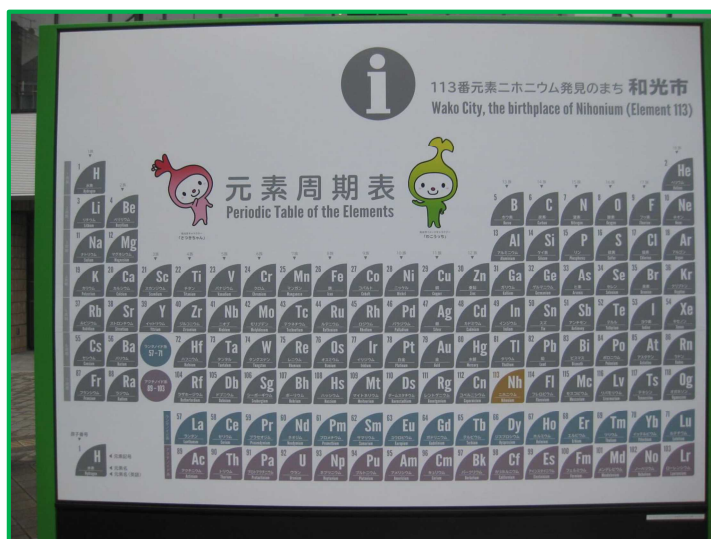
今回景観整備においては「滞留空間」の創出はできたが、
「安らぎ空間」としての配慮(移動式ベンチの設置等)は今後の検討課題

【配慮事項 3】

和光市の景観や様々な魅力をPRする空間づくり、取り組みに配慮する

- ・和光市の魅力を市内外にPRする空間になるよう配慮

魅力PR
(総合案内板)



総合案内板の裏面は「元素周期表」をプリントし、
「113番元素『ニホニウム発見のまち』」として和光市をPR

3 西側エリア（広場エリア） 和光樹林公園方面

【基本方針】

駅前通り景観軸及び周辺商業施設の回遊へと導く、にぎわいの中心となる景観形成に努める

【考え方】

にぎわい拠点としてイベント等を実施する広場空間を確保するとともに、和光樹林公園へと導く駅前通り景観軸として、都市型の緑化に努めるための配慮が重要です。

【配慮事項1】

広場空間の確保に配慮する

- ・施設の適正配置に配慮
- ・可動式の部材の選定に配慮
- ・安全な歩行者空間の確保と隣接する駅ビルや商業施設の導線に配慮



広場空間



広場空間として、可動式部材（抜き差し式車止め、プランター）の選定に配慮。

駅ビル利用者への導線に配慮するとともに、広場とバリアフリーな空間を確保。

【配慮事項2】

和光樹林公園へと導くみどりの空間づくりに配慮する

- ・プランター、壁面・屋上緑化等による都市型緑化に配慮
- ・植栽計画、維持管理における住民・企業参加に配慮



みどり空間
（壁面・
プランター）



トイレ側面の壁面緑化により、都市型緑化に配慮。

プランターを管理する市民団体により、プランターの一箇所集中配置による一体的な緑化を演出。

4 東側エリア（バスエリア） 理化学研究所方面

【基本方針】

バス等の公共交通及び周辺商業施設、ニホニウム通り（理化学研究所）の回遊へと導く、周囲と調和した景観形成に努める

【考え方】

バス等の公共交通に適正に導くとともに、隣接する駅ビルや商業施設と調和した歩行者空間として景観形成を図ることが重要です。

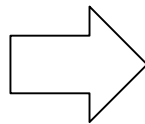
【配慮事項1】

バス等の公共交通への適正誘導に配慮する

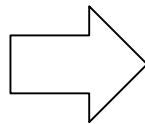
- ・配置図と連動した誘導サインに配慮



適正誘導
(総合案内板)



適正誘導
(交通誘導サイン)

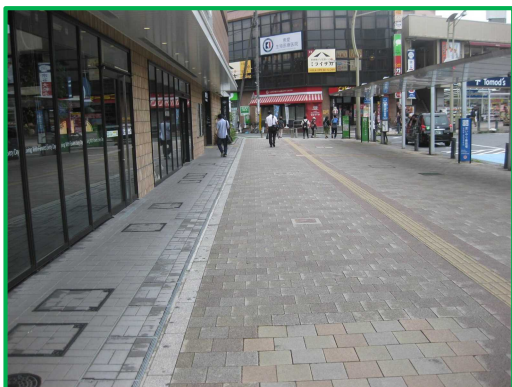


総合案内板に広場配置図を設置し、配置図に連動した交通誘導サインを設置。
市民からの声にもあった「高速バス乗り場への案内」についても、今回整備によって設置。

【配慮事項2】

隣接する商業施設と調和した歩行者空間づくりに配慮する

- ・安全な歩行者空間の確保と隣接する駅ビルや商業施設、ニホニウム通りの導線に配慮



歩行者空間
(歩道・銅板)



駅ビルと連続性のある歩行者空間を確保し、安全性に配慮。

ニホニウム通りの導線として、元素番号の銅板を配置しているが、より目立つような配慮については今後の検討。

5 緑地エリア

【基本方針】

和光市駅南口駅前広場及び周辺道路を利用する人に対し、みどり溢れる憩いの景観形成に努める

【考え方】

バス等の公共交通の待合者、車両で駅前に訪れる人や通過する人に、憩い・安らぎの空間として、季節感や地域環境を考慮した植栽による、みどり溢れる景観形成を図ることが重要です。

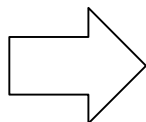
【配慮事項】

みどり溢れる空間づくりに配慮する

- ・シンボルツリーを中心とした植栽づくりに配慮
- ・季節感・地域環境にあった樹種選定など見せる緑に配慮



みどり空間
(プランター)



放置自転車対策のバリケードを木製プランターに変更し、花による憩いの景観形成に配慮。しかし、シンボルツリーを中心とした植栽づくりにおいては今回未整備のため、今後の検討課題。

3. まとめ

今回景観整備において

- ・公共サイン（目的に沿った視認性・誘目性の向上 など）
- ・柵照明等（共架の可能や安全性の向上 など）
- ・おもてなしエリア（アイストップ、魅力 PR など）
- ・広場エリア（空間の創出、壁面緑化 など）
- ・バスエリア（適正誘導、歩行空間の確保 など）

上記においては景観形成における一定の成果があったが…

- ・モニュメントの「適正配置」
- ・おもてなしエリアにおける「おもてなし空間づくり」
- ・緑地エリアにおける「みどり溢れる空間づくり」

では未実施となり、今後の課題となった。

→課題を整理して今後とも景観整備の検討を続けていく

Ⅲ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の進行状況について

指定の状況について

平成24年度の第4回景観審議会におきまして、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定候補として次の3件が対象となりました。この3件の指定状況について報告します。

(応募のあったもの)

①第四小学校の蒸気機関車

所在地：諏訪3-20

概要：昭和9年に製造されたC12型の小型蒸気機関車で昭和43年に当時の運輸省から貸し渡されたものです。設置後40年以上が経過し、劣化が目立ってきていましたが、和光市立第四小学校機関車再生の会により平成31年度に補修終了し、和光市所有となりました。現在、市関係課と協議中ですが、協議終了後、令和2年度の景観重要建造物の指定の手続き予定です。



(事務局推薦)

②新倉ふるさと民家園（事務局）

所在地：下新倉2-33

概要：推定300年前の建築物を復元したもので、大きな茅葺き屋根と土塀が特徴です。囲炉裏のある主屋内部や潜り門、里山を体感できる趣深いものとなっています。また、和光市の指定文化財となっています。景観重要建造物の指定は平成26年1月1日に行っております。(平成25年度第5回景観審議会にて報告)



③長照寺の大いちょう（事務局）

所在地：新倉３－３－３５

概 要：長照寺の境内にある幹周り７．５３ｍ、樹高２９ｍ、樹齢推定７００年という県下でも有数の大木です。春から夏にかけては青々とした葉が生い茂り、秋には見事な黄葉を見ることができます。また和光市の天然記念物に指定されています。現在、長照寺と協議中ですが、協議終了後、令和２年度の景観重要樹木の指定の手続き予定です。



今後について

この３件につきまして、今後、和光市としての支援方法について検討する予定です。